


備前市・日生町・吉永町
新市まちづくり計画



備 前 市
平成26年9月変更
令和2年3月変更

目 次

第1章 序 論	1
1 合併の必要性	1
2 住民の意向	3
3 計画策定の方針	7
第2章 新市の概況	8
1 新市の現況	8
2 現況と課題	15
第3章 主要指標の見通し	16
1 将来人口の見通し	16
2 世帯数の見通し	16
3 年齢3階級別人口の見通し	17
4 産業大分類別就業人口の見通し	17
第4章 新市まちづくりの基本方針	18
1 新市の将来像	18
2 新市の将来イメージ	20
第5章 新市の主要施策	22
1 施策の大綱	22
2 各主要施策の内容	23
第6章 公共施設の統合整備	36
第7章 財政計画	37
1 財政計画の考え方	37
2 歳入	37
3 歳出	38
4 財政計画	40

第1章 序 論

1 合併の必要性

市町村を取り巻く社会経済の状況は、地方分権の推進、少子高齢化の進行、厳しい財政状況など大きく変化しています。

市町村は、暮らしに最も身近な行政サービスを担う基礎的な自治体として、行財政運営の効率化、住民ニーズの多様化、生活圏の広域化などへの対応に取り組んできました。これからも、市町村は、従来の行政サービスを維持・充実していくことが求められています。

1市2町は、その歴史や文化を大切にしながら、住民とともに個性の輝く地域を創造していくために、合併を新しいまちづくりの好機ととらえています。

1市2町の合併の必要性は、以下の6点に要約されます。

- 地方分権への対応
- 少子高齢化への対応
- 多様化する住民ニーズへの対応
- 生活圏の広域化への対応
- 厳しい財政状況への対応
- 個性を生かした地域づくりへの対応

1) 地方分権への対応

地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進するための取り組みです。住民に最も身近な市町村には、住民参画のもとで地域の実情に応じた自主的、総合的な行政の推進が求められています。

そのためには、「自己決定・自己責任」の原則のもと、職員の適正配置や資質の向上、情報の公開、人材の確保など、「地方の時代」にふさわしい体制づくりが必要です。また、住民組織と行政とがパートナーとして取り組む住民参画を進めるために、地域リーダーの育成やコミュニティ活動の充実が必要です。さらに、ボランティア・NPO^{*}などとの協働についての取り組みも望まれます。

^{*}NPO：NPO（Non-Profit Organization）は、民間非営利活動組織の略。利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体。

2) 少子高齢化への対応

本格的な少子高齢社会を迎え、保育や子育て支援など総合的な少子化対策の展開や、地域医療体制の整備、介護保険の充実など高齢者等の福祉サービスの充実が求められています。

そのためには、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進について総合的に取り組むことが必要です。

3) 多様化する住民ニーズへの対応

物の豊かさから心の豊かさへと住民の価値観が変化し、行政サービスに求められる内容も多様化・高度化しているため、こうした住民ニーズに的確に対応した施策の展開が求められています。

そのためには、地域の創意工夫による独自施策の充実を図るとともに、高度で多様な行政サービスを提供できる専門的職員の配置や効率的な組織づくりを推進することが必要です。

4) 生活圏の広域化への対応

マイカーの普及、情報通信技術の革新などにより、日常生活圏は広域化・ボーダレス化[※]しています。これにともない、行政にもより広い観点から体系的なまちづくりを進めることが求められています。

そのためには、広域的な視点に立って、道路や公共施設の整備を進めるとともに、観光資源のネットワーク化や地球環境問題などに取り組むことが必要です。さらに、交通弱者・情報弱者にも配慮した取り組みも必要です。

5) 厳しい財政状況への対応

国、地方ともに厳しい財政状況のもとでは、経費削減や事業見直しなど、より効率的で効果的な行財政運営が求められています。

そのためには、行政組織の合理化や公共施設の効率的運営、民間活力の活用などにより行財政基盤を強化していくことが必要です。

6) 個性を生かした地域づくりへの対応

企業や観光客の誘致など、様々な分野で地域間競争が激しくなっています。多くの人を引き付け魅力ある地域になるためには、地域内外との連携や個性の発掘に努め、もてなしの心を向上していくことが求められています。

そのためには、地域固有の資源を最大限に生かしたまちづくりを推進し、中国地方の東の玄関口としてのイメージアップを図ることが必要です。

※ボーダレス化：国境、業種、時間、人材、組織、性別などの境界がなくなりつつあること。

2 住民の意向

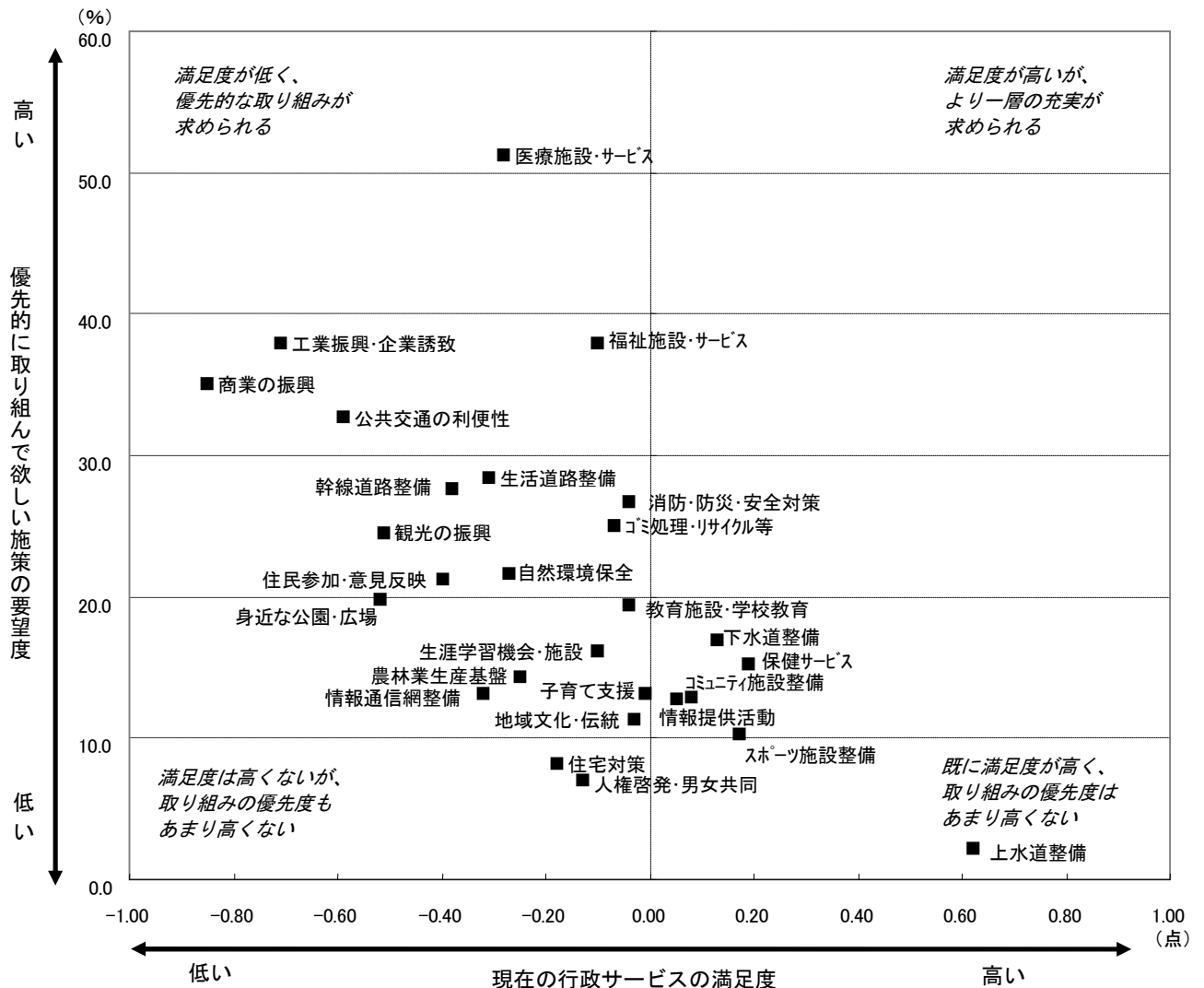
「備前市・日生町・吉永町 新しいまちづくりに関するアンケート調査」（平成15年12月）は、現在の行政サービスや優先的に取り組んで欲しい施策など住民の意向を把握するために、1市2町の全世帯を対象に実施しました。また、新市まちづくり計画の参考とするため、中学2年生を対象にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果による住民の意向は、以下のようになっています。

1) 現在の行政サービスと優先的に取り組んで欲しい施策

「商業の振興」、「工業振興・企業誘致」、「公共交通の利便性」などは、現在の行政サービスの満足度が低く、優先的に取り組んで欲しい施策の要望度が高くなっています。

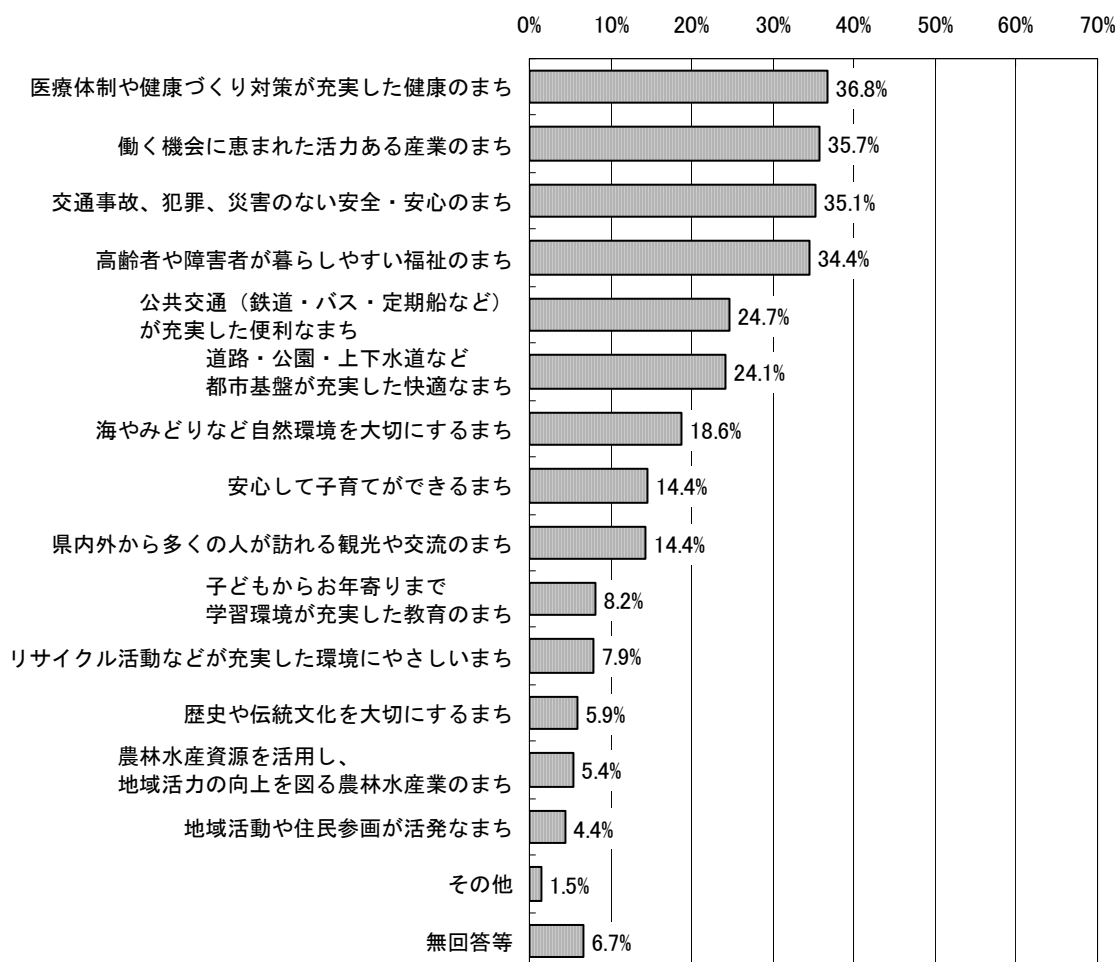
また、「医療施設・サービス」、「福祉施設・サービス」は、満足度が平均よりやや低くなっており、優先的な取り組みの要望度は、1位、2位と高くなっています。



※縦軸 優先的に取り組んで欲しい施策の要望度の割合は、各項目を選択した回答数の割合を示したものです。
 ※横軸 現在の行政サービスの満足度の点数は、各項目について「とても良い」に+2点、「良い」に+1点、「どちらともいえない」に0点、「悪い」に-1点、「とても悪い」に-2点として計算し、無回答を除く回答者数で平均したものです。

2) 1市2町が合併した場合、望まれる新市の将来イメージ

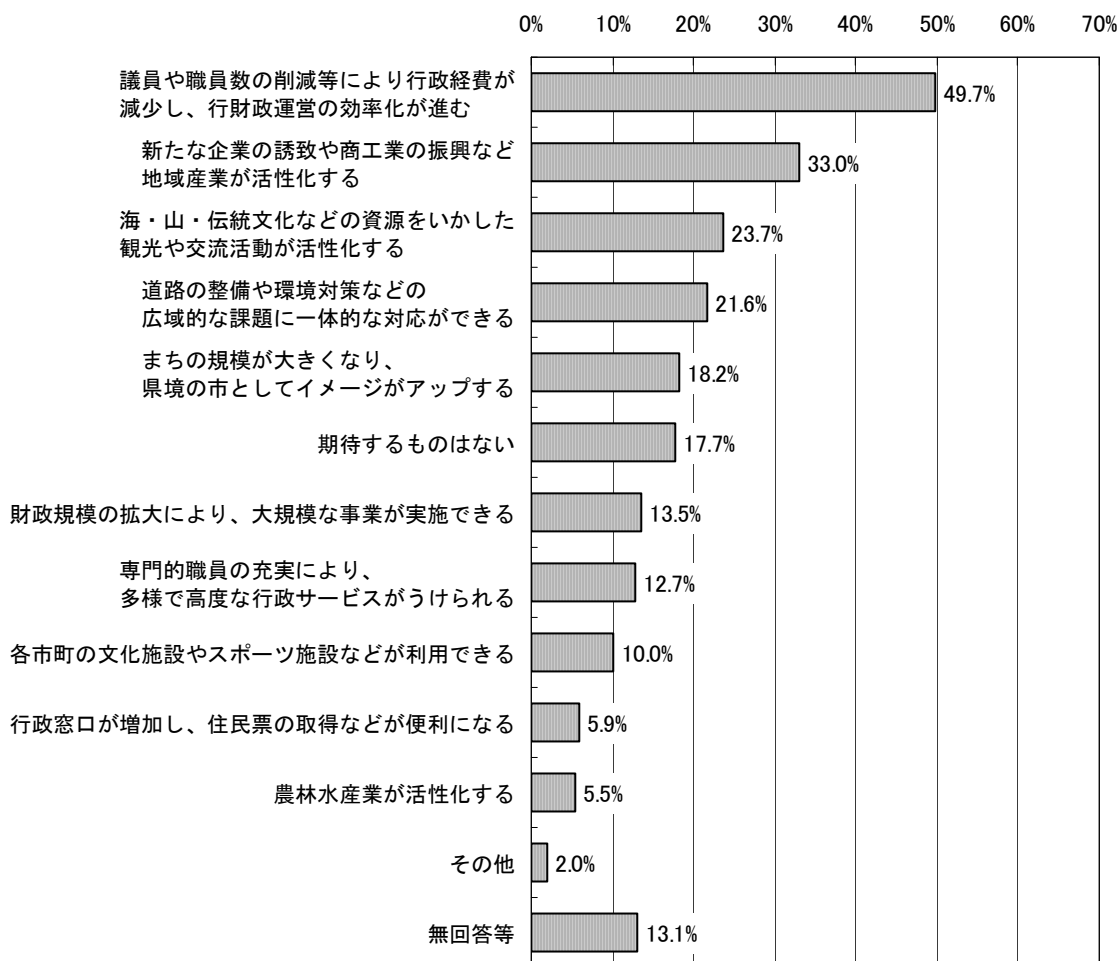
住民が望む新市の将来イメージは、「医療体制や健康づくり対策が充実した健康のまち」が36.8%と最も多くなっています。次に、「働く機会に恵まれた活力ある産業のまち」、「交通事故、犯罪、災害のない安全・安心のまち」、「高齢者や障害者が暮らしやすい福祉のまち」などが望まれています。



(3つまで選択)

3) 1市2町の合併に対する期待

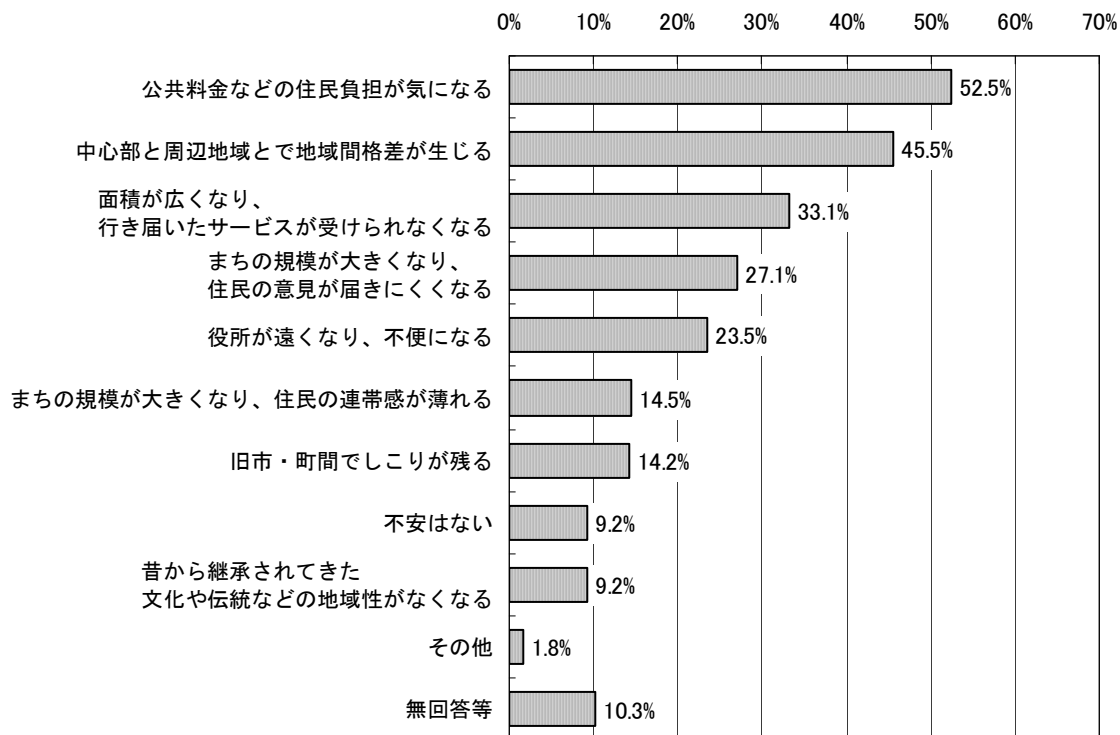
住民の合併への期待として、「議員や職員数の削減等により行政経費が減少し、行財政運営の効率化が進む」が49.7%と最も多くなっています。次に、「新たな企業の誘致や商工業の振興など地域産業が活性化する」、「海・山・伝統文化などの資源をいかした観光や交流活動が活性化する」などが多くなっています。



(3つまで選択)

4) 1市2町の合併に対する不安

住民の合併への不安として、「公共料金などの住民負担が気になる」が52.5%と最も多くなっています。次に、「中心部と周辺地域とで地域間格差が生じる」、「面積が広くなり、行き届いたサービスが受けられなくなる」などが多くなっています。



(3つまで選択)

5) 中学生アンケート調査結果（概要）

多くの生徒が、「自分の住むまちを好き」と答え、「自分のまちの名前がなくなるかもしれない事についてさみしい」と回答しています。

まちの自慢としては、「豊かな自然や景色」、「地域の歴史や伝統」などが上位となっており、将来のまちに望むことについては、「自然環境を大切にするまち」、「交通の便利なまち」、「安全・安心のまち」といった意見が多数を占め、自然環境を大切にしながら、便利で快適・安全・安心なまちづくりを希望しています。

3 計画策定の方針

1) 計画の趣旨

この計画は、合併後の新市の将来ビジョンとなるものであり、新市の将来進むべき方向を示すマスタープランとして、新市のまちづくりを総合的・効果的に推進するとともに、1市2町の特性を生かしながら、新市の一体性を速やかに確立し、住民福祉の向上を図るために策定します。

2) 計画の構成

この計画は、新市のまちづくりの基本方針、新市のまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項、公共施設の統合整備に関する事項及び新市の財政計画を中心に構成します。

3) 計画の期間

この計画は、合併年度及びこれに続く20年の期間とします。

4) 計画策定の基本的な考え方

この計画は、以下の事項を基本的な考え方とします。

- ① 将来を展望した長期的視野に立った計画とします。
- ② 行財政改革を積極的に推進し、健全な財政運営に努める計画とします。
- ③ ハード・ソフト両面の施策・事業に配慮する計画とします。
- ④ 1市2町の特性を生かしながら、新市の一体化を目指す計画とします。

第2章 新市の概況

1 新市の現況

1) 位置・地勢など

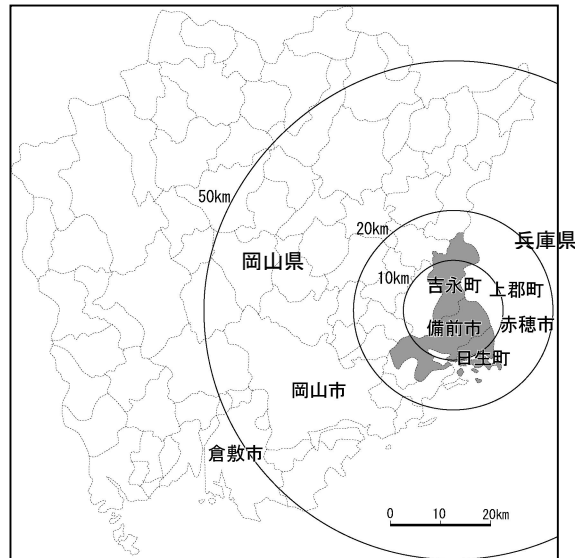
1市2町は、岡山県の南東部に位置し、兵庫県赤穂市、上郡町などと接する中国地方の東の玄関口です。

地形は、南部は山々が瀬戸内海までせまっており、平地が限られています。また、大小の島々からなる多島美を有しています。北部は山地が多く、河川に沿って帯状の平地を有しています。

総面積は、258.23km²であり、県土の3.6%を占めています。

気候は、瀬戸内式気候に属し、温暖な気候となっています。

○位置図



2) 沿革

1市2町は、「昭和の大合併」などにより、今日の市町を形成しています。

○地域の沿革（「昭和の大合併」以降）

市町名	合併関係	
	関係町村名	施行年月日
備前市	和気郡備前町、三石町	S46.4.1
日生町	和気郡日生町、福河村	S30.3.31
吉永町	和気郡吉永町、神根村、三国村	S29.3.1

※日生町：S38.9.1 福浦地区を分離（赤穂市）

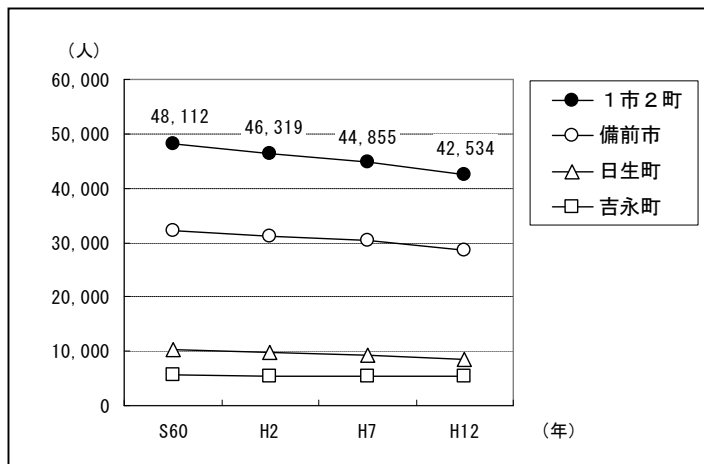
資料：岡山県市町村年報

3) 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数

1市2町の平成12年の人口は、42,534人で、年々減少傾向にあり、ピーク時の昭和50年と比較すると、8,211人(16.2%)減少しています。

○人口の推移



単位:人

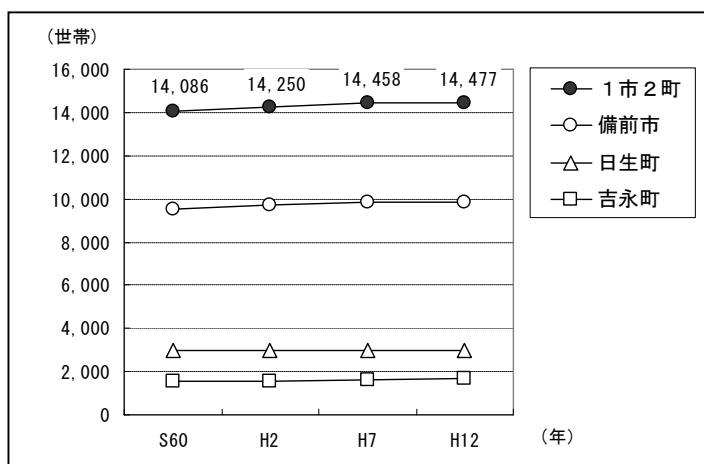
市町名	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
1市2町	50,745	48,112	46,319	44,855	42,534
備前市	33,908	32,243	31,148	30,391	28,683
日生町	11,378	10,317	9,812	9,169	8,563
吉永町	5,459	5,552	5,359	5,295	5,288

資料:国勢調査

1市2町の平成12年の世帯数は、14,477世帯で、若干増加傾向にあります。

1世帯当たりの人員は、人口のピーク時である昭和50年の3.67人から2.94人に減少しており、国勢調査によると単独世帯(一人暮らし)が増加しています。

○世帯数の推移



単位:世帯

市町名	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
1市2町	13,844	14,086	14,250	14,458	14,477
備前市	9,335	9,509	9,700	9,857	9,815
日生町	3,042	2,994	2,990	2,997	2,972
吉永町	1,467	1,583	1,560	1,604	1,690

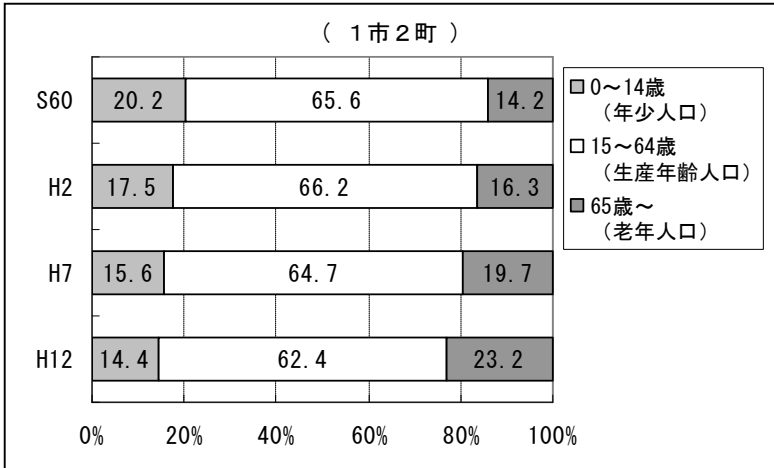
資料:国勢調査

(2) 年齢階級別人口

1市2町の平成12年の0～14歳人口（年少人口）の割合は14.4%、15～64歳人口（生産年齢人口）の割合は62.4%、65歳以上人口（老年人口）の割合は23.2%となっています。

人口のピーク時である昭和50年と比較すると、0～14歳人口（年少人口）の割合は約10ポイント減少し、65歳以上人口（老年人口）の割合は約13ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

○年齢階級別人口の割合の推移



単位：人

年度	0～14歳 〔年少人口〕	15～64歳 〔生産年齢人口〕	65歳～ 〔老年人口〕	計
昭和50年	12,235	33,357	5,153	50,745
昭和60年	9,692	31,567	6,853	48,112
平成2年	8,105	30,654	7,560	46,319
平成7年	6,990	29,041	8,824	44,855
平成12年	6,101	26,545	9,885	42,531

※年齢不詳を含まない。

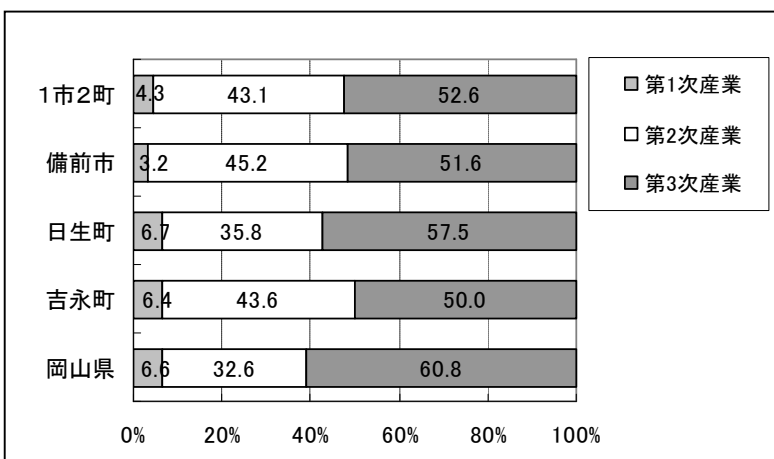
資料：国勢調査

(3) 産業別就業人口

1市2町の平成12年の産業別就業人口の割合は、第1次産業4.3%、第2次産業43.1%、第3次産業52.6%となっています。

産業別就業人口の割合を、岡山県と比較すると、第1次産業と第3次産業は低く、第2次産業は10ポイント以上高くなっています。

○平成12年産業別就業人口の割合



単位：人

市町名	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
1市2町	847	8,484	10,341	19,672
備前市	428	6,027	6,869	13,324
日生町	268	1,428	2,290	3,986
吉永町	151	1,029	1,182	2,362
岡山県	62,358	309,353	576,947	948,658

※分類不能を含まない。

資料：国勢調査

4) 交通条件

1市2町の道路は、東西方向に山陽自動車道、岡山ブルーライン、国道2号や国道250号、南北方向に国道374号と県道穂浪吉永停車場線などにより、地域の基幹となる道路網を形成しています。しかし、国道2号は慢性的な渋滞があり、南北を連絡する道路は県道に依存している状況です。

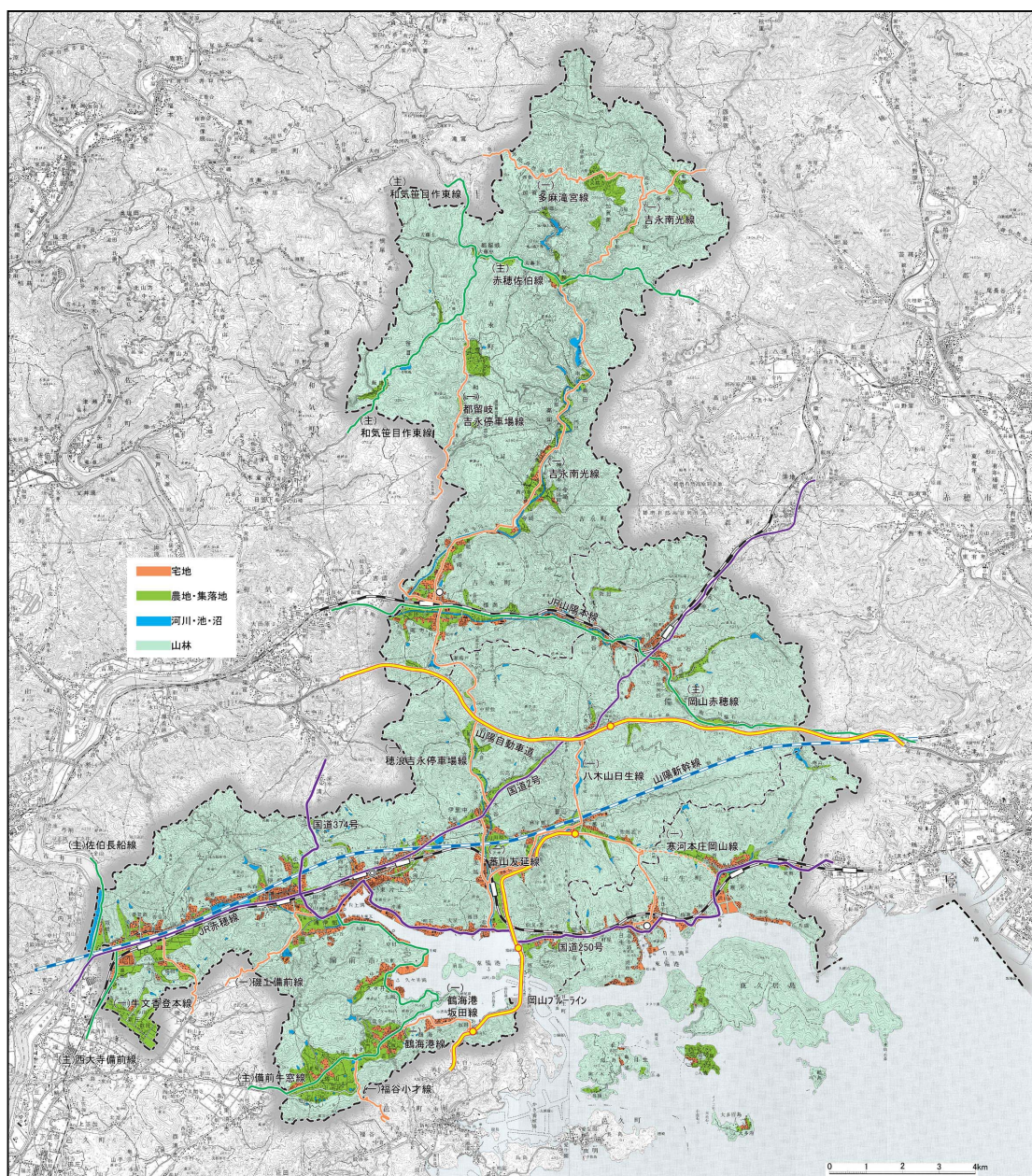
鉄道は、東西方向にJR山陽本線と赤穂線が走り、地域内には9駅ありますが、利用状況は全体的に減少傾向にあります。

バスは主要地域を中心に路線網を敷いており、島へは定期船が運行しています。

5) 土地利用

1市2町の土地利用の状況は、大部分を山林が占めています。宅地や農地は、おおむね瀬戸内海沿岸部の平地や主要な道路、鉄道や河川沿いに限られています。

○交通網・土地利用現況図

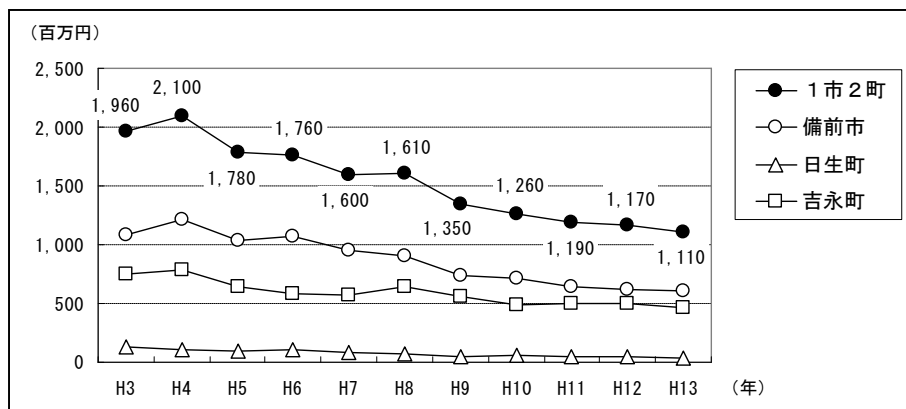


6) 産業

(1) 農業

1市2町の平成13年の農業産出額は、11億1千万円となっており、減少傾向にあります。

○農業産出額の推移



資料：生産農業所得統計

(2) 林業

1市2町の平成12年の林種別森林面積は、10年前と比較して大きな変化はありません。

吉永町では、人工林の割合が33.5%となっています。

○林種別森林面積の割合の推移

単位：ha、%

区分	平成2年							平成12年						
	森林面積	人工林		天然林		その他		森林面積	人工林		天然林		その他	
		面積	割合	面積	割合	面積	割合		面積	割合	面積	割合	面積	割合
1市2町	20,739	3,707	17.9	16,566	79.9	466	2.2	20,634	3,873	18.8	16,516	80.0	245	1.2
備前市	10,149	1,006	9.9	8,940	88.1	203	2.0	10,054	1,059	10.5	8,902	88.6	93	0.9
日生町	2,830	178	6.3	2,478	87.6	174	6.1	2,839	222	7.8	2,550	89.8	67	2.4
吉永町	7,760	2,523	32.5	5,148	66.3	89	1.2	7,741	2,592	33.5	5,064	65.4	85	1.1
岡山県	486,035	192,727	39.7	278,628	57.3	14,680	3.0	483,214	197,238	40.8	271,443	56.2	14,533	3.0

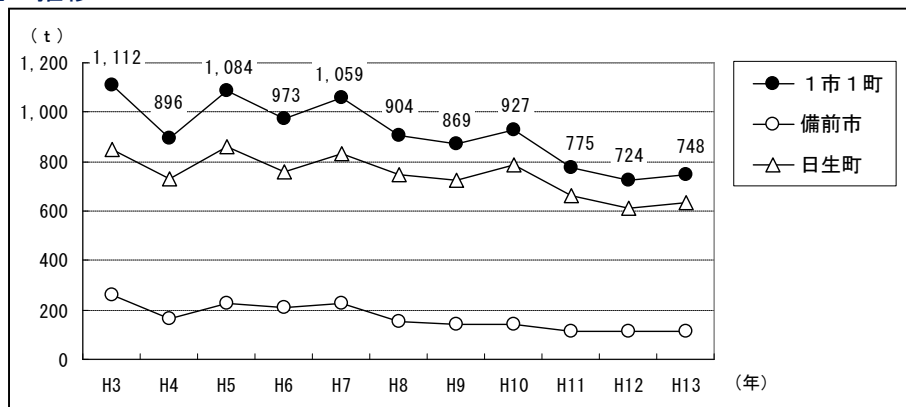
資料：世界農林業センサス

(3) 水産業

備前市及び日生町の平成13年の漁船漁業漁獲量は、748tとなっており、減少傾向にあります。

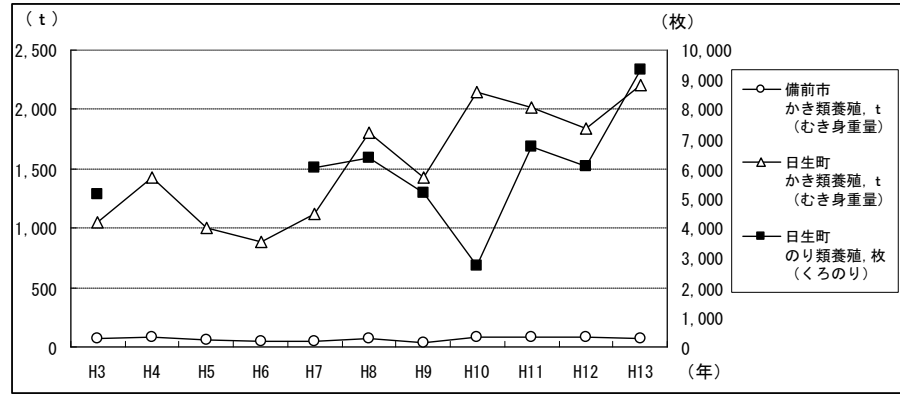
平成13年の海面養殖業収穫量は、かき類養殖2,283t、のり類養殖9,343枚となっており、近年、増加傾向にあります。

○漁船漁業漁獲量の推移



資料：海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査

○海面養殖業収穫量の推移

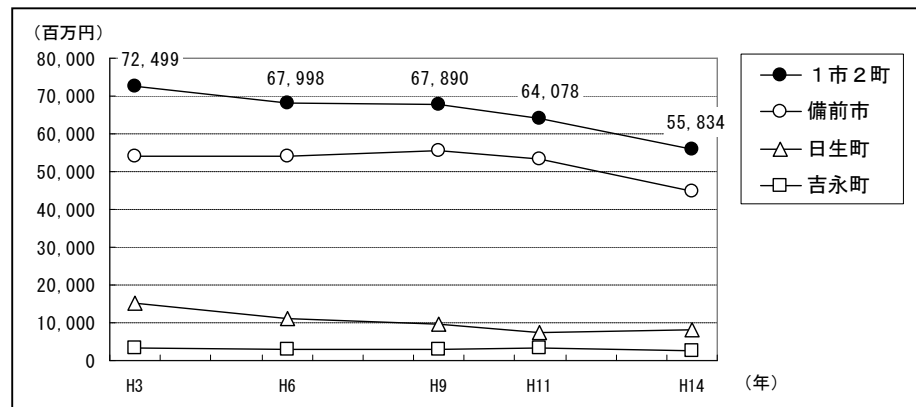


※平成4～6年の日生町のり類養殖は、公表されていない。 資料：海面養殖業収穫統計調査

(4) 商業

1市2町の平成14年の商店数は747店、従業者数は3,407人、年間商品販売額は558億3千万円となっており、年間商品販売額は、近年、減少傾向にあり、備前市では大幅な減少傾向を示しています。

○年間商品販売額の推移



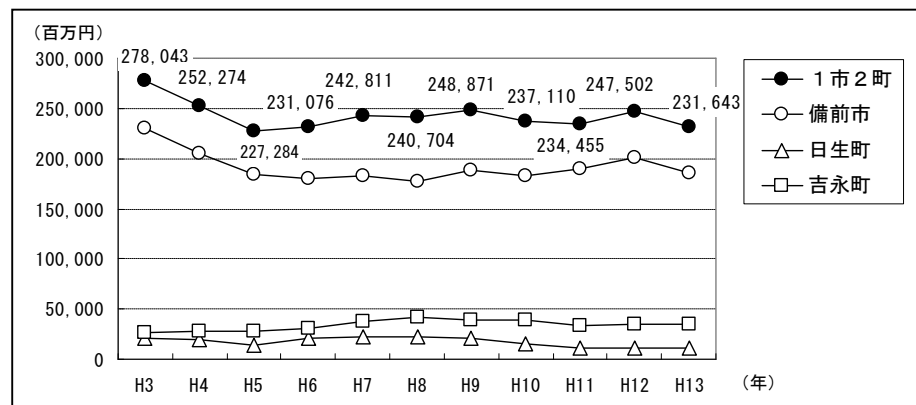
資料：商業統計調査

(5) 工業

1市2町の平成13年の事業所数は237事業所、従業者数は8,033人、製造品出荷額等は2,316億4千万円となっており、製造品出荷額等は、近年、横ばい傾向となっています。

製造品出荷額等は、電器機械器具、一般機械器具、窯業・土石製品、化学工業などの占める割合が高くなっています。

○製造品出荷額等の推移



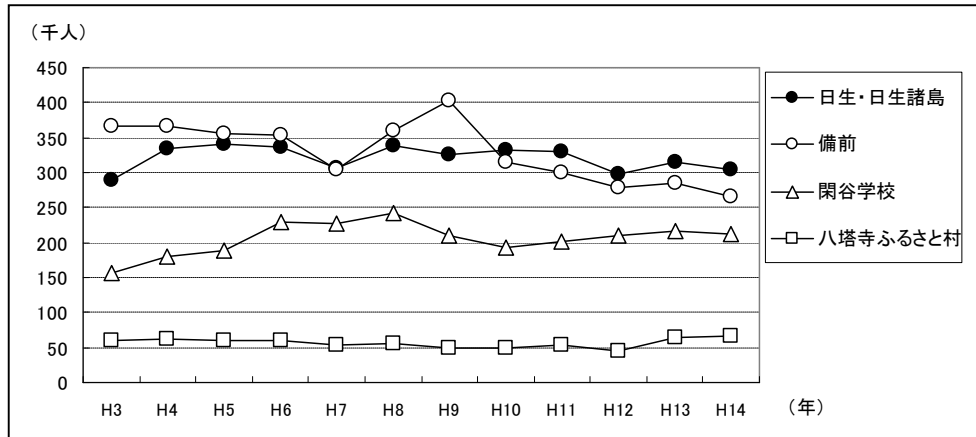
資料：工業統計調査

(6) 観光

1市2町の平成14年の主な観光施設の年間入り込み客数は、日生・日生諸島30.5万人、備前26.5万人、閑谷学校21.3万人、八塔寺ふるさと村6.6万人となっています。

年間入り込み客数は、近年、閑谷学校及び八塔寺ふるさと村は緩やかな増加傾向を示しているのに対して、備前及び日生・日生諸島は減少傾向となっています。

○主な観光施設の年間入り込み客数の推移



資料：岡山県観光客動態調査報告書

7) 教育・文化

1市2町の平成15年の学校教育施設は、幼稚園10園、小学校15校、中学校5校、高等学校4校となっています。

公民館・博物館などの社会教育施設等は23箇所、集会所などのコミュニティ施設は119箇所、野球場や体育館などのスポーツ施設は11箇所あり、住民の生涯学習活動の拠点となっています。

なお、県立高等学校は、平成17年4月に再編され1校となります。

○教育・文化施設数

市町名	幼稚園	小学校	中学校	高等学校		社会教育施設等	コミュニティ施設	スポーツ施設
				県立	市立			
1市2町	10	15	5	3	1	23	119	11
備前市	6	7	3	3	1	12	50	6
日生町	1	5	1	—	—	5	47	3
吉永町	3	3	1	—	—	6	22	2

資料：平成15年学校基本調査他

8) 保健・医療・福祉

1市2町の平成14年の保健医療施設は、病院5箇所、診療所53箇所、保健センター2箇所、そのうち、公立の病院3箇所、診療所4箇所となっています。

福祉施設は、保育所14箇所、老人ホームなどの高齢者のための施設19箇所が設置されています。

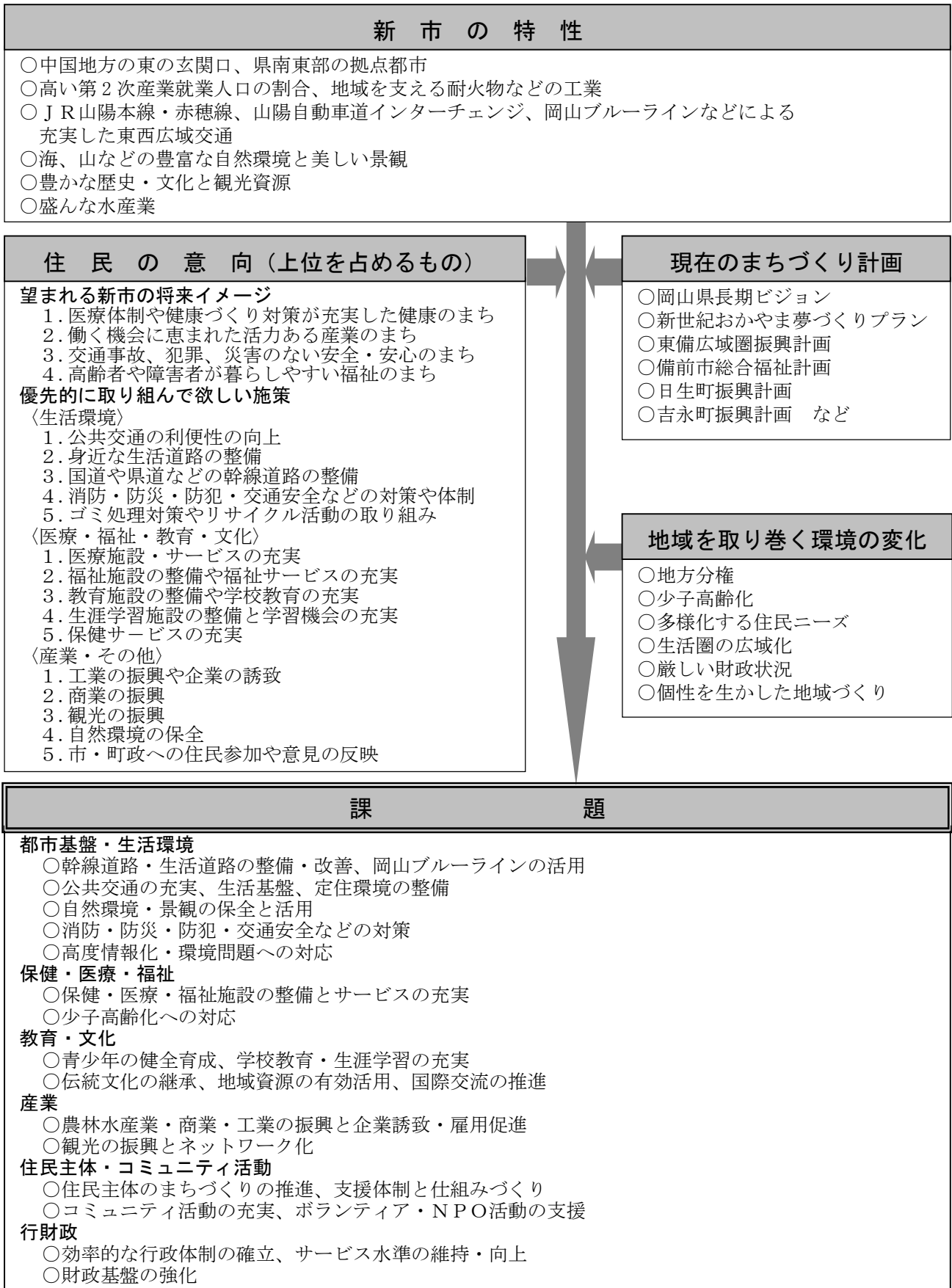
○保健・医療・福祉施設数

市町名	病院			診療所		保健センター	保育所	老人ホーム等高齢者施設
	市町立	市町立以外	病床数	診療所	病床数			
1市2町	3	2	356	53	30	2	14	19
備前市	1	2	214	38	30	1	10	12
日生町	1	—	92	12	—	—	3	4
吉永町	1	—	50	3	—	1	1	3

資料：平成14年度市町村公共施設状況調査他

2 現況と課題

1市2町の特性や住民の意向、地域を取り巻く環境の変化などを踏まえ、新しいまちづくりに向けた課題を整理します。



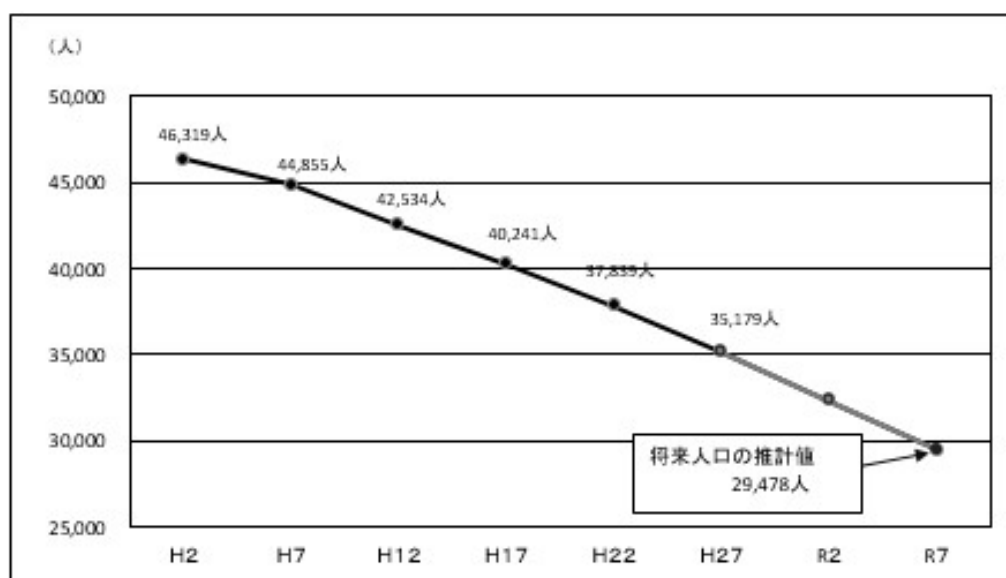
第3章 主要指標の見通し

1 将来人口の見通し

新市の令和7年の将来人口は、平成27年国勢調査人口をベースにコーホート要因法※を用いた推計結果では、29,478人となります。

新市の人口は、当初、保健・医療・福祉環境の充実、若者の定住促進や地域内外の交流の促進などにより、人口の減少が鈍化していくと予測していました。しかしながら、少子高齢化社会が進み、地方を中心に人口減少が深刻化する中で、新市の人口減少は今後も加速すると予想されます。

そのため、将来人口の推計値を上回るためのまちづくりを推進していくことが重要な課題であるといえます。



※平成2～27年は国勢調査、令和2・7年は『日本の地域別将来推計人口』(国立社会保障・人口問題研究所 平成30年3月推計)による。

2 世帯数の見通し

令和7年の世帯数は、12,290世帯と想定されます。

また、1世帯当たりの人員は2.40人まで減少すると想定されます。

区分	実績値(国勢調査)						推計値		
	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	
世帯数	世帯	14,250	14,458	14,477	14,335	14,136	13,878	13,159	12,290
1世帯当たり人員	人	3.25	3.10	2.94	2.81	2.68	2.53	2.46	2.40

※推計値は『日本の地域別将来推計人口』(国立社会保障・人口問題研究所 平成30年3月推計)による。

※コーホート要因法：人口変動の要因を出生率、死亡率、移動率に分離して取り扱い、それぞれの要因を積み上げることによって将来人口を推計する方法。

3 年齢3階級別人口の見通し

令和7年の年齢3階級別人口の割合は、0～14歳（年少人口）8.6%、15～64歳（生産年齢人口）50.2%にそれぞれ低下し、65歳以上（老年人口）は41.1%に上昇すると想定されます。

区分			実績値(国勢調査)						推計値	
			H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7
年齢3階級別人口内訳	0～14歳 (年少人口)	人	8,105	6,990	6,101	5,211	4,314	3,562	2,980	2,547
		%	17.5	15.6	14.4	12.9	11.4	10.1	9.2	8.6
	15～64歳 (生産年齢人口)	人	30,654	29,041	26,545	24,220	21,531	18,783	16,599	14,810
		%	66.2	64.7	62.4	60.2	57.0	53.5	51.3	50.2
	65歳以上 (老年人口)	人	7,560	8,824	9,885	10,809	11,921	12,754	12,774	12,121
		%	16.3	19.7	23.2	26.9	31.6	36.3	39.5	41.1

※年齢不詳を含まない。

※推計値は『日本の地域別将来推計人口』(国立社会保障・人口問題研究所 平成30年3月推計)による。

4 産業大分類別就業人口の見通し

令和7年の就業人口は、12,575人と想定されます。

産業大分類別就業人口の割合は、第1次産業3.0%、第2次産業27.9%にそれぞれ低下し、第3次産業は64.0%に上昇すると想定されます。

区分			実績値(国勢調査)						推計値	
			H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7
就業人口		人	21,897	21,848	19,679	18,223	16,640	15,825	14,047	12,575
就業率		%	47.3	48.7	46.3	45.3	44.0	45.0	43.4	42.7
産業大分類別就業人口内訳	第1次産業	人	1,053	1,110	847	802	604	581	467	382
		%	4.8	5.1	4.3	4.4	3.6	3.7	3.3	3.0
	第2次産業	人	10,419	10,095	8,484	6,984	5,971	5,462	4,331	3,513
		%	47.6	46.2	43.1	38.3	35.9	34.5	30.8	27.9
	第3次産業	人	10,424	10,630	10,341	10,372	9,459	9,205	8,658	8,044
		%	47.6	48.7	52.5	56.9	56.8	58.2	61.6	64.0

※分類不能を含まない。

※推計値の就業率、産業大分類別就業人口の割合はトレンド推計による。

※トレンド推計：過去の経年データから統計的に傾向線式（回帰式）を算出し、この回帰式に将来年次を入れて将来値を推計する方法。

第4章 新市まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

1) 基本理念

新市は、岡山県南東部に位置し、広域交通網が整備されるなか、工業・水産業の盛んなまちとして発展してきました。また、中国地方の東の玄関口として、京阪神方面などとの交流が盛んな地域特性を有しています。新市は、瀬戸内海国立公園や吉井川中流県立自然公園に指定されている海や山などの自然環境にも恵まれた地域として、備前焼や閑谷学校などの歴史・文化を育んだまちとして成長してきました。

新市は、このような豊かな自然環境、長い歴史のなかで培われてきた伝統・文化など多彩な地域の個性と地域的優位性を生かし、地域内外の多様な連携と交流を促進し、相互に補完しあうことで、さらなる発展が期待できる地域といえます。

新市は、住民一人ひとりが主役であり、すべての人が健康でいきがいを持って暮らし、もてなしの心とたくましさや柔軟性を合わせ持つ、新たな魅力を創造・発信するまちを目指します。また、厳しい財政状況のなか、健全で自立したまちづくりを住民とともに目指します。

このような新市のまちづくりを進めていくための基本理念を次のように設定します。

海とみどりと炎のまち

～ひとが元気、笑顔あふれる～

○海とみどりと炎のまち

“海”は美しい海とその恵みを、“みどり”は緑豊かな山々や癒しの空間を、“炎”は新市がひとつになって燃え上がる情熱と活力を表わすとともに、備前焼と地域に共通する製造品である耐火物を表現しています。

○ひとが元気、笑顔あふれる

“ひとが元気、笑顔あふれる”は、すべての人が健康でいきがいを持って、いきいきと暮らし、笑顔があふれる様を表しています。人が元気になることで、地域内外の連携と交流が盛んになり、地場産業や観光の活性化につながることを表現しています。

2) 基本目標

新市の基本理念を実現するため、新しいまちづくりの基本目標を設定します。

安全で快適に暮らせるまちづくり

(都市基盤・生活環境)

新市は、地域内の都市基盤の整備、定住・交流基盤の充実を図り、県南東部の拠点都市として、安全で快適な魅力あるまちづくりを目指します。また、環境に配慮し、豊かな自然の保全と美しい景観の継承・形成に努めます。

健康でやさしさあふれるまちづくり

(保健・医療・福祉)

新市は、住民相互で支えあうことで、すべての人が健康で安心して暮らせ、やさしさと思いやりにあふれるまちづくりを目指します。

地域文化とひとが輝くまちづくり

(教育・文化)

新市は、地域文化をお互いが理解し共有していくなかで、新たな文化の創造と心豊かな人づくりを行うなど、まちも人も輝く、教育環境・文化活動の充実したまちづくりを目指します。

もてなしの心とたくましさのあるまちづくり

(産業・観光)

新市は、中国地方の東の玄関口として、地域の特性ともてなしの心を大切にして交流人口の増加を目指します。また、豊富な地域資源や人材、地場産業で培った技術などを生かした新しい産業の振興を図り、活力のあるまちづくりを進めます。

住民主体の協働のまちづくり

(住民主体・コミュニティ活動)

新市は、住民一人ひとりがまちづくりの主役となり、住民自らが考え行動していくことのできる活気のあるまちづくりを目指します。また、住民と行政の協働によるまちづくりを目指し、その支援体制や仕組みづくりを進めます。

健全で自立したまちづくり

(行財政)

新市は、行政改革を着実に進めることで自立し、自らの判断と責任のもと、行政サービスの維持・向上を図り、透明で柔軟性のある行政を目指します。また、効果的・効率的な財政運営により、財政基盤の強化に努めます。

2 新市の将来イメージ

新市の基本理念を実現するため、新市の将来イメージとして、都市の骨格となる2つの「連携軸」と3つの「核」、地域の特性からなる3つの「ゾーン」を設定します。

1) 2つの「連携軸」の強化

「東西広域連携軸」は、東西に走る国道や公共交通による人やものの流れを表しており、中国地方の東の玄関口として、機能の充実を図り、広域交流を促進していきます。

「南北連携軸」は、南北を結ぶ交通網や人やものの流れを表しており、地域固有の資源や地域内の生活の連携軸として、機能の強化を図り、相互交流を促進していきます。

2) 3つの「核」の充実

備前市役所、日生町役場や吉永町役場の周辺は、新市の拠点であり、都市機能の充実により住民の利便性を向上させ、公共施設や鉄道駅などの既存施設を有効に生かすことで交流を促進していきます。

3) 3つの「ゾーン」のまちづくりの方向性と連携のあり方

地域の特性から分けた3つの「ゾーン」について、まちづくりの方向性と連携のあり方について示します。

(1) まちづくりの方向性

○中山間ゾーン

このゾーンは、豊かな自然環境を有しており、癒しの空間として保全・活用し、交流機能の充実や農林業の振興に努めます。

○産業・文化ゾーン

このゾーンは、歴史・文化に育まれた特性を有しており、産業・定住機能などの都市機能も集積しています。計画的な土地利用の誘導を行い、ゆとりとうるおいのある市街地の形成を進めていきます。

○海洋ゾーン

このゾーンは、瀬戸内海国立公園を有しており、多島美などの景観の保全・活用を図り、水産業や観光の振興に努めます。

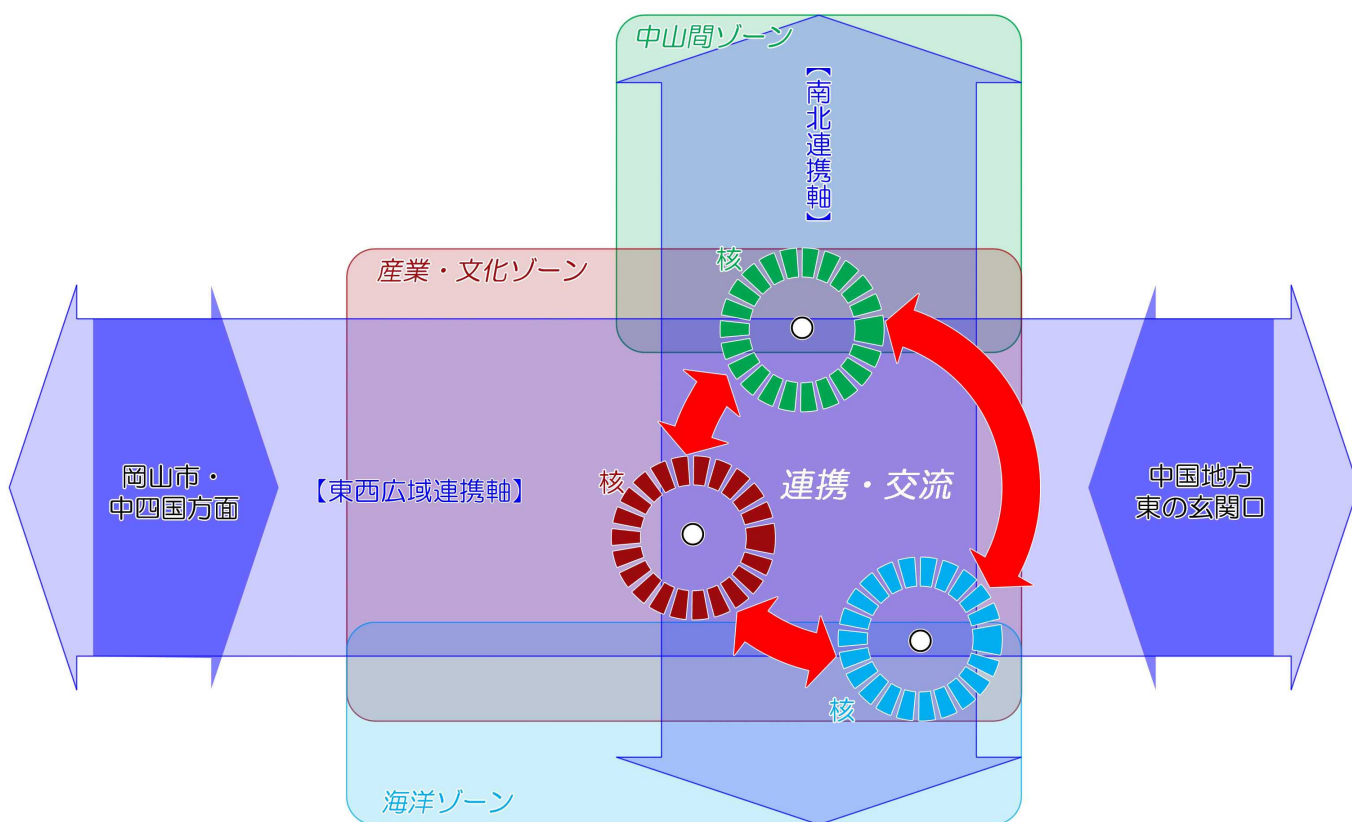
(2) 連携のあり方

3つのゾーンの連携により、人・ものの流れが活発化するなか、教育・文化・スポーツ・特産品などの交流が生まれるように、住民と行政が一体となった取り組みを促進していきます。

「東西広域連携軸」と「南北連携軸」の交差する地域では、京阪神方面や岡山市・中四国方面などからの来訪者を迎えるもてなしの心を大切にした多様な交流の創造に努めます。

これらにより、この連携と交流の効果を地域内外に波及させていきます。

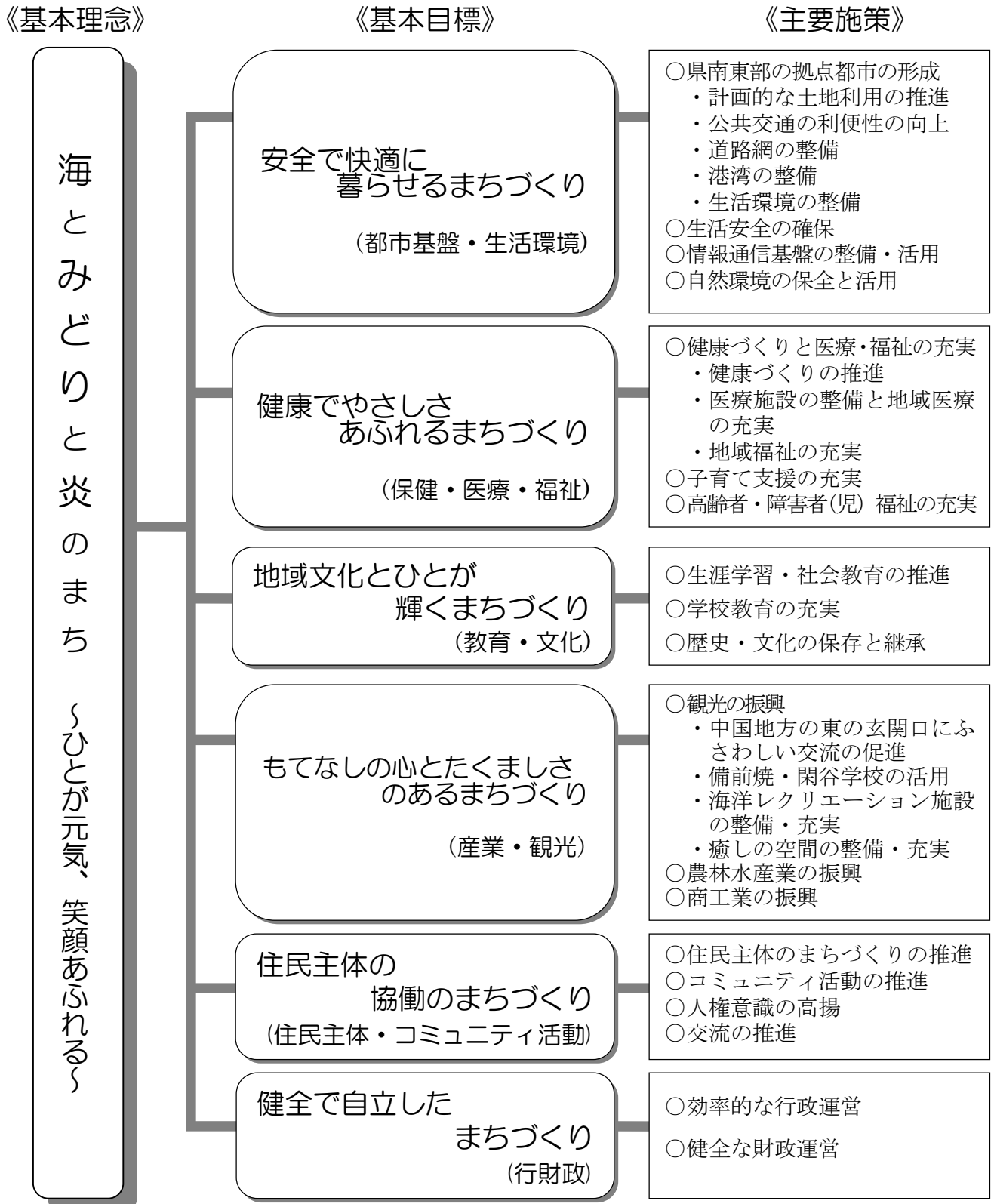
○新市の将来イメージ図



第5章 新市の主要施策

1 施策の大綱

新市まちづくりの基本方針に対応した新市の主要施策を以下のように設定します。



2 各主要施策の内容

1) 安全で快適に暮らせるまちづくり

(都市基盤・生活環境)

(1) 県南東部の拠点都市の形成

県南東部の拠点都市として、恵まれた広域交通網を生かした都市基盤の整備、定住・交流基盤の充実に努めます。

新市の「核」となる市街地においては、都市機能の充実を図り、快適で魅力ある生活空間を形成します。また、周辺地域では、豊かな自然環境との調和を図りながら、地域の実情や特性に応じた活力のある生活空間を形成します。さらに、それぞれの地域が連携を強化することで、県南東部の拠点都市としての発展を目指します。

① 計画的な土地利用の推進

健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図るために、公共の福祉の優先と自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的・文化的条件に配慮して、国土利用計画を策定し、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

自然環境や農地の保全、歴史的風土や美しいまち並みなどの景観の保全を進めるとともに、総合的かつ計画的な土地利用を推進するために、都市計画の区域や地域地区の指定について検討を行います。

② 公共交通の利便性の向上

鉄道、バス、定期船などの公共交通機関については、住民の利便性を高めるために、相互の連携に努めます。公共交通の結節点である駅前広場、定期船乗り場などの整備を進めるとともに、地域を結ぶ重要な交通機関であるバス交通については、路線バスや福祉バスなどの運行の実態を踏まえ路線の新設を含めた路線網とその運行の充実に努めます。また、JRなどの関係機関に対して、延長運行や増便を要望していきます。

③ 道路網の整備

吉永・備前・日生の各地域が一体となる道路の整備や本土と鹿久居島を結ぶ架橋の整備を進めることにより、南北連携軸を強化し、地域間の連携を促進します。

山陽自動車道、国道2号や岡山ブルーラインなどと連絡する道路の整備を進めるとともに、国道2号の慢性的な交通渋滞の解消に取り組み、東西広域連携軸を強化します。

地域内の幹線道路や身近な生活道路の計画的な整備を進め、産業活動の円滑化や日常生活の利便性の向上に努めます。

④ 港湾の整備

海上交通の拠点として、航路や港湾施設の整備を進めるとともに、秩序ある港湾利用を促進し、港湾機能の充実に努めます。

⑤ 生活環境の整備

若者などの定住化を図るために、民間資本を活用するなど宅地の供給を促進するとともに、公営住宅の計画的な整備・改修を進めます。

日常生活の利便性や安全性の向上を図るために、身近な公園、駐車場や街路灯などの整備を進めます。

上水道・簡易水道などの水道施設については、老朽管の改良及び送・配水施設の計画的な整備、更新を進め、良質な水の安定供給に努めます。

下水道については、計画的な整備と、老朽化が進んでいるし尿処理施設の整備を進めます。

ごみの分別収集や減量化、資源ごみのリサイクルを推進するとともに、太陽光や風力などを活用する新エネルギーの導入を踏まえた循環型社会の形成を目指します。また、環境への取り組みを継承するとともに、環境 I S O^{*}の認証取得に取り組みます。ごみ処理体制については、広域ブロック（備前ブロック）での検討を踏まえ、焼却施設や最終処分場の整備・改修を進めます。

火葬場の改修などを進めるとともに、墓地需要に対応した公営墓地の整備を図ります。

（２）生活安全の確保

消防防災については、東備消防組合や消防団などの消防体制の充実を図り、防火水槽などの消防施設や防災行政無線の整備・更新、河川・老朽ため池の改修、急傾斜地崩壊対策など、消防防災対策事業を推進します。また、震災などの災害に対応した地域防災計画を策定し、防災関係機関との連携により、危機管理体制の強化や自主防災組織の育成などを推進するとともに、消防防災意識の高揚を図ります。

防犯については、警察署などの関係機関との協力により、地域と連携した防犯運動を展開するなど、地域防犯体制の充実に努めます。

交通安全については、歩行者などが安全に通行できる交通安全施設の整備を推進します。また、交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

消費生活については、住民が安心して消費生活を送れるよう、消費者意識の啓発や消費者活動の支援などに取り組みます。

（３）情報通信基盤の整備・活用

住民と行政との情報の共有化や行政サービスのネットワーク化を進めるために、情報通信基盤の充実に努めます。

地上デジタル放送^{*}、双方向通信などの住民の高度情報化ニーズに対応した情報通信環境の整備を図るため、ケーブルテレビ^{*}のエリア拡大と施設の充実を図ります。

また、情報通信網を活用して、全国や世界に向け、あらゆる分野における新市の魅力などの情報を発信していきます。

※ I S O : I S O (International Standardization Organization) の略。企業や団体の環境管理・監査制度などを認証するための国際規格を定めている国際標準化機構。

※地上デジタル放送：現行のテレビ放送と同様、地上の電波を利用する放送。現在のアナログ方式より格段に画質が向上するほか、移動中でも映像が乱れにくいといった利点がある。

※ケーブルテレビ：アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル・光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線テレビ。

(4) 自然環境の保全と活用

瀬戸内海国立公園や吉井川中流県立自然公園など、豊かな自然環境や美しい景観の保全を図ります。また、住民が憩える水辺空間や緑地空間の整備を進めるとともに、自然保護意識の高揚を図ります。

休廃止鉱山の鉱害防止については、施設の整備・改修を進め、環境の保全に取り組みます。

【安全で快適に暮らせるまちづくり 主要事業一覧】

施策項目		主要事業
県南東部の拠点都市の形成	計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画の策定及び都市計画の検討 ・歴史的風土や美しいまち並みなどの景観の保全
	公共交通の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線網と運行の充実 ・駅前広場、定期船乗り場などの整備
	道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備（国道250号・県道寒河本庄岡山線）【県事業】 ・幹線道路の整備（国道2号整備要望・南北連絡道路の整備等） ・架橋の整備 ・市道の整備
	港湾の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾改修事業 【県事業】
	生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地供給の促進 ・公営住宅の整備・改修 ・身近な公園、駐車場や街路灯などの整備 ・水道施設の整備・更新 ・下水道施設、し尿処理施設の整備 ・ごみ減量化、リサイクル活動などの推進 ・新エネルギーの導入 ・環境ISOの認証取得 ・ごみ処理施設の整備・改修 ・火葬場の改修・公営墓地の整備
	生活安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の策定 ・消防施設や防災行政無線の整備・更新 ・河川改修事業 【県事業含む】 ・ため池等整備事業 【県事業含む】 ・急傾斜地崩壊対策事業 【県事業】 ・治山・砂防事業 【県事業】 ・地域防犯体制の充実 ・交通安全施設の整備 ・消費者意識の啓発・消費者活動の支援
	情報通信基盤の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の充実 ・ケーブルテレビのエリア拡大と施設の充実
	自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、景観の保全 ・生活環境保全林整備事業 【県事業】 ・水辺空間や緑地空間の整備 ・休廃止鉱山施設の整備・改修

2) 健康でやさしさあふれるまちづくり

(保健・医療・福祉)

(1) 健康づくりと医療・福祉の充実

すべての人が健康で安心して暮らすために、健康づくりを推進するとともに、医療施設の整備、各施設や人材のネットワーク化などを推進し、保健・医療・福祉の連携を強化します。また、住民が相互に支え合う組織づくりを推進し、その活動を支援します。

① 健康づくりの推進

住民自らが健康管理できるよう、健康に関する情報の提供、各種健診、健康相談や健康教育などの健康増進の取り組みを充実していきます。また、保健所や医療機関などとの連携により、きめ細かな健康づくり活動を展開するとともに、保健福祉施設の整備・充実を図ります。

② 医療施設の整備と地域医療の充実

公立病院は、いずれも老朽化しており、地域医療・救急医療体制の充実を図るために、施設の整備・充実が望まれています。医師の確保や経営状況など自治体病院を取り巻く厳しい環境の中で、日生町立病院、吉永町立病院の移転・整備を進め、3つの病院の果たすべき機能・役割を明確にした上で、備前市立病院の整備を進めます。

地域に根ざした信頼される病院として、保健・福祉関係機関や地域内外の医療機関との連携を図りながらサービスの向上に取り組みます。

③ 地域福祉の充実

地域福祉計画を策定し、総合的な福祉施策を推進します。また、社会福祉協議会などとの連携を強化し、きめ細かな福祉サービスを行うとともに、住民が相互に支えあう福祉ネットワークづくり、ボランティアやNPOの育成・支援など、地域福祉の充実と地域福祉施設の整備に努めます。

(2) 子育て支援の充実

子育て支援については、子どもが健やかに育つ環境づくりを図るため、乳児保育や延長保育などの住民の多様化する保育ニーズに対応するとともに、相談事業や子育て支援の組織づくり・仕組みづくりを推進します。また、放課後児童クラブの設置や幼保一元化^{*}、子育て団体のネットワークづくりや交流の場の整備を進め、総合的な子育て支援を推進します。

^{*}幼保一元化：幼稚園と保育園の一元化。施設の共用化や職員の交流、教育内容と保育内容の整合を図ることで一体的な運営の推進。

(3) 高齢者・障害者（児）福祉の充実

高齢者が生きがいを持ち、健康で安心して暮らせるよう高齢者を地域社会全体で支え、在宅福祉や施設サービスの充実と高齢者福祉施設の整備、充実に努めるとともに、健康づくりや社会参加への支援を行い、介護予防の取り組みを推進します。

障害者（児）が、自立し、生きがいを持って生活できるよう障害者（児）を地域社会全体で支え、在宅福祉や施設サービスの充実に努めます。

ノーマライゼーション※の理念に基づき、公共施設や道路のバリアフリー※化とともに、心のバリアフリー化を進めます。

【健康でやさしさあふれるまちづくり 主要事業一覧】

施策項目		主要事業
医療・福祉の充実 健康づくりと	健康づくりの推進	・健康日本 21 地方計画の策定
		・保健・医療・福祉の連携強化
		・各種保健事業の充実
		・保健福祉施設の整備・充実
	医療施設の整備と地域医療の充実	・公立病院の移転・整備
		・医療体制・サービスの充実
地域福祉の充実	・地域福祉計画の策定	
	・福祉ボランティアの育成・支援	
	・福祉サービスの充実	
	・地域福祉施設の整備	
子育て支援の充実		・次世代育成支援事業行動計画の策定
		・幼保一元化の検討
		・保育サービスの充実
高齢者・障害者（児）福祉の充実		・老人保健福祉計画・介護保険事業計画の策定
		・在宅福祉・施設サービスの充実
		・高齢者福祉施設の整備、充実
		・バリアフリー化の推進

※ノーマライゼーション：高齢者や障害者などが特別視されることもなく、ごく普通に生活できる社会を実現していく考え方。

※バリアフリー：障害者や高齢者などの日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。

3) 地域文化とひとが輝くまちづくり

(教 育 ・ 文 化)

(1) 生涯学習・社会教育の推進

住民が生きがいを持ちいきいきと暮らすために、いつでも、どこでも、誰でもが学習できる生涯学習を推進します。生涯学習の拠点となる公民館、図書館などの生涯学習施設の整備・改修を進めるとともに、国際化や高度情報化などの時代に対応できる人づくりに向けて、学習内容、学習体制の充実を図ります。また、各施設のネットワーク化を図り、学習機会の情報提供と生涯学習に関する相談事業に取り組みます。

心豊かな青少年を育成するために、文化活動や国際交流活動などの機会の充実に努めるとともに、青少年の主体的な活動を支援します。

住民のスポーツ活動を支援するために、スポーツ施設の整備・改修を進め、すべての人がスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。

さらに、これらの生涯学習の推進に向け、地域の埋もれた人材を発掘・活用し、指導者の育成・確保に努めます。

(2) 学校教育の充実

将来を担う子どもたちが健やかに成長するために、各世代の発達段階に応じたきめ細やかな教育活動を推進します。また、学校、家庭、地域が連携しながら、開かれた学校づくりを目指すとともに、体験学習、学校間交流、地域の特色を生かした教育などに取り組み、心豊かで、生きる力をもった子どもの育成に努めます。

教育施設については、校舎、体育館や学校給食施設などの整備・改修を計画的に進めるとともに、情報化・国際化などに対応した教育環境の整備・充実を図ります。

(3) 歴史・文化の保存と継承

閑谷学校などの文化遺産や文化財などを保護・保存するとともに、地域の埋もれた文化財などの発掘に努めます。また、伝統工芸である備前焼や地域の伝統行事・芸能を次世代へ保存・継承し、その後継者の育成・確保に努めます。

歴史・文化施設については、整備・改修を進めるとともに、その有効活用に努めます。閑谷学校については、世界遺産登録を目指します。

住民が多彩な文化・芸術活動に親しめる環境づくりを進めるとともに、地域文化活動やその交流を支援します。

これらの活動を通じて、感性豊かで地域を愛する人が育っていく風土を醸成します。

【地域文化とひとが輝くまちづくり 主要事業一覧】

施策項目	主要事業
生涯学習・社会教育の推進	・生涯学習施設の整備・改修
	・生涯学習施設のネットワーク化
	・スポーツ活動の支援
	・スポーツ施設の整備・改修
学校教育の充実	・開かれた学校づくり
	・学校教育施設の整備・改修
	・情報化などに対応した教育環境の整備・充実
歴史・文化の保存と継承	・地域文化の保存と継承
	・閑谷学校の世界遺産登録の推進
	・地域文化活動・交流の支援
	・歴史・文化施設の整備・改修

4) もてなしの心とたくましさのあるまちづくり

(産 業 ・ 観 光)

(1) 観光の振興

中国地方の東の玄関口にふさわしい地域として、住民が笑顔で観光客を迎え入れる「もてなしの心」を基本とした観光の振興を推進します。

①中国地方の東の玄関口にふさわしい交流の促進

海・山などの恵まれた自然や豊かな歴史・文化を併せ持つ地域であり、地域相互の連携や交流を深め、地域としての一体的な魅力を発揮していくことで、交流人口の増加を目指します。

観光施設の整備・充実、ネットワーク化や既存のイベントの活性化、隣接する市町と連携したイベントの開催などにより、京阪神方面との交流を一層促進します。

新市の魅力や地域の人々とのふれあいにより観光客に満足感を提供することでリピーター※を増やすとともに、ブルーツーリズム※、グリーンツーリズム※などの体験型・滞在型観光を促進し、地域の新たな魅力や観光情報などを積極的に発信していきます。

②備前焼・閑谷学校の活用

やきもの文化にふれあえるまちとして、整備・充実を図ります。また、閑谷学校については、観光資源のネットワークのなかで重要な役割を担うことから、その活用について検討します。

③海洋レクリエーション施設の整備・充実

新鮮でおいしい魚料理を求める観光客を受け入れ、釣りなどの海洋レクリエーションをはじめ海に親しめるまちとして、施設の整備・充実を図ります。

④癒しの空間の整備・充実

昔ながらの農村風景を残す八塔寺ふるさと村や森林地域は、人々にやすらぎを与える癒しの空間として、整備・充実を図ります。

※リピーター：同じ観光地や地域を繰り返し訪れる人。

※ブルーツーリズム：島や沿海部の漁村において、海辺での生活体験や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※グリーンツーリズム：自然豊かな農山村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業を振興するために、生産基盤の整備、安全で安心できる生産物の提供、6次産業化*などによる特産品の開発、地域ブランドの確立を進めるとともに、地産地消*を推進します。さらに、各産業とのネットワーク化を進めることにより、農林水産業の活性化を図ります。

就業者の高齢化や担い手不足に対応して、U・J・Iターン*の受け入れや新規就業者への支援を行うなど、担い手の育成・確保に取り組みます。

①農 業

農道などの農業用施設の整備・改良を進めるとともに、農業協同組合などの関係機関と連携し、生産性の高い特色のある農業の育成、安定経営の確立、生産組織の育成強化に努めます。また、ふれあい体験農園や交流施設の有効利用により、都市住民と農業者のふれあいの交流を促進します。

②林 業

造林地の間伐、枝打ちなど、保育作業を進め、森林の適正な管理を図るとともに、林道など、生産基盤の整備を推進し、国土や環境の保全、水源のかん養など、森林の公益的機能の維持・増進を図ります。

③水産業

稚魚の発生・生育と海洋環境の保全に重要な役割を果たす藻場の拡大、干潟の保全を行い、漁場環境の回復、保全を推進します。また、漁港の整備・改修を進めるとともに、資源管理型の漁業の推進や栽培漁業、養殖漁業の振興を図ります。

(3) 商工業の振興

①商 業

商業については、商工会議所や商工会と連携し、後継者の育成、遊休建物や空店舗の活用により、魅力的な商店街の創出や商店の経営基盤の強化を図り、商店街の活性化を支援していきます。また、若者が集い、にぎわいと活力ある商業ゾーンの創造を目指します。

さらに、子育てや高齢者の支援などを行う地域に密着したコミュニティビジネス*への取り組みを、支援します。

※6次産業化：本来の第1次産業としての農林水産業に加えて、加工（第2次産業）、流通、観光、サービス（第3次産業）を加えた農林水産業の総合産業化。

※地産地消：地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること。

※U・J・Iターン：Uターンとは都市に転出していった人が出身地に戻ることを、Jターンとは都市に転出していった人が出身地近郊に戻ることを、Iターンとは都市に住んでいた人が地方に移住すること。

※コミュニティビジネス：住民自らが地域のニーズや課題を解決するために、ビジネス手法を使って地域に貢献していく公益性の高い事業のこと。

②工 業

工業については、山陽自動車道などの広域交通網の優位性を生かし、新しい工場適地の確保や未利用地の活用などにより、優良企業の誘致に取り組むとともに、既存工場の増設を働きかけるなど雇用の拡大を図ります。

岡山セラミックスセンターなどの関係機関と連携し、高度な技術を生かした新たな工業の振興を図ります。また、起業家の人材育成など起業を支援するとともに、中小企業の育成を図ります。

【もてなしの心とたくましさのあるまちづくり 主要事業一覧】

施策項目	主要事業
観光の振興	・中国地方の東の玄関口にふさわしい交流の促進
	・観光施設の整備・充実
	・観光資源のネットワーク化
	・広域イベントの開催
	・もてなしの心の醸成
	・備前焼・閑谷学校の活用
	・海洋レクリエーション施設の整備・充実
農林水産業の振興	・癒しの空間の整備・充実
	・農業用施設の整備・改良
	・広域営農団地農道整備事業 【県事業】
	・遊休農地の活用
	・林道などの整備
	・広域漁場整備事業 【県事業】
	・地域水産物供給基盤整備事業【県事業】
	・6次産業化などによる特産品の開発と地域ブランドの確立
	・地産地消の推進
・担い手の育成・確保	
商工業の振興	・商店街活動の支援
	・コミュニティビジネスの支援
	・企業の誘致
	・起業家の人材育成と中小企業の育成

5) 住民主体の協働のまちづくり

(住民主体・コミュニティ活動)

(1) 住民主体のまちづくりの推進

住民一人ひとりが地域社会の中で輝き、元気に暮らせるよう、自助・共助・公助の理念に基づき、住民と行政の協働による住民主体のまちづくりを推進します。

そのためには、住民自らがどのようなまちにしたいのか、住民として何ができるのかなどを行政とともに考え、ともに行動していくことが必要です。

今後のまちづくりにおいては、住民の行政への主体的な参加とともに、住民の意見を行政に反映させる仕組みづくりを進め、地域をリードする人材を養成し、ボランティア、NPOなどの活動を支援していきます。

行政の透明性を高めるため、インターネットやケーブルテレビなどの情報通信基盤の活用、広聴広報の充実などにより情報公開を推進し、必要な情報の提供や共有化を図ります。また、施策・事業の実施にあたっては、説明責任^{*}の向上に努めます。

(2) コミュニティ活動の推進

地域のコミュニティ^{*}活動を維持・発展させていくために、コミュニティ施設の整備・改修を進めるとともに、地域リーダーをはじめとするまちづくりの担い手の育成と組織づくりを推進します。また、地区公民館などの公共施設を住民活動の場として積極的に開放するとともに、組織のネットワーク化に努めます。

(3) 人権意識の高揚

住民が人権問題を自らの課題として積極的に取り組むことができるよう、関係機関との連携のもと、人権教育や啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図ります。

男女が相互に理解し合い、社会のあらゆる分野に共同で参画し、男女がともに個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現するために、啓発活動を推進し、平等意識の高揚を図るとともに、雇用の分野における男女共同参画の推進に努めます。

(4) 交流の推進

住民の一体感の醸成に向けて、文化やスポーツなどを通じた交流活動をはじめ、既存の祭りを生かしたイベントや住民相互のつながりを深める新たなイベントを実施していくなど、地域内の交流を活発化させます。

国内外の各都市との国際交流や地域間交流を進め、新市の特性を生かした住民交流、海外派遣事業などを推進し、国際化に対応できる人材の育成や新市の魅力のPR、情報発信に努めます。

^{*}説明責任：行政は、分かりやすい言葉で施策・事業の意義と効果・影響を住民に説明する責任がある。また、説明できる方法で実施する責任という意味も含む。

^{*}コミュニティ：住民が共同体の意識を持って生活を営む一定の地域、あるいはその人々の集団。また、地域社会、共同体。

【住民主体の協働のまちづくり 主要事業一覧】

施策項目	主要事業
住民主体のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・NPOなどの活動の育成・支援 ・公聴・広報活動の充実
コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施設の整備・改修 ・まちづくりの担い手育成、組織づくりの推進 ・組織のネットワーク化
人権意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育、啓発活動の推進 ・男女共同参画計画の策定
交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施・支援 ・地域内・外交流の推進 ・国際交流の推進

6) 健全で自立したまちづくり

(行 財 政)

(1) 効率的な行政運営

重点的・効果的な事業を計画的に推進するために、行政改革大綱を策定のうえ、多様化・高度化した行政事務に対する人材の確保や育成、職員の適正配置や資質の向上、公共施設の効率的な管理運営、事務事業の民間委託の推進を図るとともに、国・県、自治体間の連携と協力を深め、一部事務組合等による機能分担と相互補完を図るなど、効果的・効率的な行政運営を行います。

また、公共施設の情報ネットワーク化、情報の公開、電子自治体^{*}の構築、庁舎など公共施設の整備・改修により行政サービスの向上を図ります。

(2) 健全な財政運営

厳しい財政状況の中、計画的・効率的な財政運営を推進するために、自主財源の確保、受益者負担の適正化、経費の削減、事業の見直し、財源の重点的・効率的な配分に努めるとともに、P F I 事業^{*}など民間活力の導入に取り組みます。

さらに、政策評価・事業評価^{*}システムの導入を進め、事業実施にあたっては、公共性や費用対効果などを十分に検討し、健全な財政運営に努めます。

【健全で自立したまちづくり 主要事業一覧】

施策項目	主要事業
効率的な行政運営	・行政改革大綱の策定
	・定員適正化計画の策定
	・情報の公開
	・電子自治体の構築
	・事務事業の民間委託の推進
	・公共施設の整備・改修
健全な財政運営	・P F I 事業の導入
	・政策評価・事業評価システムの導入

第6章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に支障をきたさないよう十分配慮し、地域の特性、地域間のバランスや財政状況などを考慮しながら、逐次検討を行います。

さらに、新たな公共施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業の公共性、費用対効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共施設を可能な限り有効に活用するなど効率的な整備に努めます。

なお、新市の本庁舎は備前市役所とし、日生町役場及び吉永町役場については総合支所、備前市三石出張所及び吉永町三国出張所・神根出張所は出張所、東備水道企業団の庁舎は分庁舎とします。

合併に伴い総合支所となる旧役場庁舎などについては、住民窓口サービスの低下を招かないよう電算処理システムのネットワーク化などにより、必要な機能の整備を進めます。

また、中心部から離れた離島や遠隔地については、郵便局などの活用により住民票の写しや印鑑登録証明書の交付など住民サービスの充実に努めます。

第7章 財政計画

1 財政計画の考え方

財政計画の策定にあたっては、新市施行から現在までの実績を基本に少子高齢化などに伴う住民サービスの需要の動向を勘案して推計しています。

歳入については、計画の延長に伴い、引き続き合併特例債の発行を見込むとともに、普通交付税の合併算定替に伴う優遇分の皆減を考慮しています。

歳出については、会計年度任用職員制度開始に伴う人件費の増加や大型事業の元金償還開始に伴う公債費の増加を見込み、また普通建設事業では公共施設等の整備に要する費用を普通会計※ベースで見込んでいます。

計画期間は、合併特例債の発行期限が10年間延長されたことに伴い、当初計画の合併後10年を合併後20年に延長しています。

なお、平成30年度までは実績、令和元年度以降は下記による推計値としています。

2 歳入

1) 地方税

市民税、固定資産税などの地方税については、過去の実績推移を踏まえ、人口推計を勘案しながら、現行制度を基本として推計しています。

2) 地方譲与税及び交付金

地方譲与税及び地方消費税交付金などの交付金については、過去の実績推移及び今後の改正予定を踏まえて推計しています。

3) 地方交付税

地方交付税については、普通交付税における合併算定替に伴う優遇分の皆減を考慮して推計しています。

4) 分担金及び負担金

土地改良事業分担金などの分担金及び老人ホーム入所費用徴収金などの負担金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

※普通会計：各地方公共団体ごとに会計の範囲が異なっているので、財政比較のために用いられる会計。
一般会計と病院、水道、下水道などの公営企業会計や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの会計を除く特別会計を合算した会計。

5) 使用料及び手数料

公営住宅や保育園などの使用料及び戸籍や住民票発行などの手数料については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。また、保育料については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化制度を考慮しています。

6) 国・県支出金

国・県支出金については、扶助費等の財源として交付されるものは過去の実績推移を踏まえて推計しています。また、普通建設事業費に係る国・県支出金は、今後の建設計画から推計して見込んでいます。

7) 財産収入及び寄附金

財産収入及び寄附金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

8) 繰入金

繰入金については、財政調整基金、減債基金、その他各目的基金からの繰入金を見込んで推計しています。

9) 諸収入

諸収入については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

10) 地方債

公共施設の整備・更新などの資金に充てるために借入れする地方債については、通常債や合併特例債等の発行分を見込んで推計しています。

3 歳 出

1) 人件費

人件費については、過去の実績推移と今後の人員計画をもとに推計しています。

2) 物件費

需用費（消耗品費、光熱水費など）、通信運搬費、委託料などの物件費については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

3) 維持補修費

学校や道路など公共施設の維持補修費については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

4) 扶助費

児童手当、医療費給付、生活保護費などの扶助費については、過去の実績推移を踏まえるとともに、少子高齢化など社会的な要因を考慮して推計しています。

5) 補助費等

団体などに対する負担金や補助金、東備消防組合などの負担金、病院事業会計への繰出金などの補助費等については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。また、下水道事業については、平成26年度からの地方公営企業法財務規定の適用に伴い、繰出金からの移行を反映しています。

6) 公債費

地方債の返済金や利息である公債費については、これまでに借りた起債にかかる償還予定額に、今後予定される通常債や合併特例債等の償還額を見込んで推計しています。

7) 積立金

積立金については、主に後年度の財政対策・公債費負担対策としての基金の積立を見込んでいます。

8) 投資・出資・貸付金

投資・出資・貸付金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。

9) 繰出金

各特別会計への繰出金については、過去の実績推移を踏まえて推計しています。国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険事業の特別会計への繰出金については、現行制度を基本とし、下水道事業等については、平成26年度からの地方公営企業法財務規定の適用に伴い、補助費等への移行を反映しています。

10) 普通建設事業費

普通建設事業費については、道路・河川等年次的整備を行うもののほか、新市まちづくり計画に基づく事業について、財政収支を勘案して推計しています。

4 財政計画

【歳入】

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地方税	5,262	5,190	5,845	5,669	5,327	5,206	5,323	5,309	5,138	5,029	4,942	4,926	5,079	5,052	5,007
地方譲与税	331	492	178	172	161	157	153	143	136	130	136	125	124	128	131
交付金等	721	711	598	547	544	539	514	463	486	554	852	715	762	769	872
地方交付税	6,314	5,810	5,469	5,508	6,209	6,714	6,884	7,014	7,008	7,001	7,266	7,129	6,885	6,741	6,628
分担金及び負担金	146	66	44	55	69	38	65	51	40	38	31	31	30	32	24
使用料及び手数料	463	394	382	353	342	294	295	299	297	301	275	260	265	278	268
国・県支出金	2,147	2,063	1,835	2,552	2,361	3,696	3,397	3,237	3,367	4,031	2,724	2,776	2,821	2,586	2,603
財産収入及び寄附金	64	65	65	97	57	58	41	35	128	65	2,780	2,916	2,192	520	364
繰入金	218	76	321	229	238	88	110	72	80	229	433	1,161	737	952	2,762
繰越金	299	268	225	272	1,014	382	413	469	461	568	850	773	435	393	458
諸収入	465	438	429	197	211	250	231	183	219	512	459	308	241	238	661
地方債	1,646	1,551	1,254	1,400	1,272	1,795	1,657	1,858	1,630	2,472	2,077	1,466	1,620	3,095	4,620
歳入合計	18,076	17,124	16,645	17,051	17,805	19,217	19,083	19,133	18,990	20,930	22,825	22,586	21,191	20,784	24,398

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税	4,975	4,906	4,875	4,853	4,780
地方譲与税	131	131	131	131	131
交付金等	931	931	931	931	931
地方交付税	6,645	6,771	6,796	6,776	6,817
分担金及び負担金	24	24	24	24	24
使用料及び手数料	268	268	268	268	268
国・県支出金	2,553	2,364	2,385	2,391	2,432
財産収入及び寄附金	357	357	357	357	357
繰入金	1,051	1,047	937	865	865
繰越金	19	80	71	59	66
諸収入	152	144	144	125	129
地方債	2,342	2,697	2,294	1,541	1,540
歳入合計	19,448	19,720	19,213	18,321	18,340

【歳出】

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	3,794	3,580	3,419	3,338	3,366	3,155	3,213	3,108	3,076	3,048	2,901	2,919	2,913	2,805	2,902
物件費	2,107	2,184	2,027	1,876	1,973	2,125	2,032	1,954	2,109	2,307	3,867	4,011	3,578	2,497	2,925
維持補修費	161	147	131	130	145	131	134	155	147	144	141	174	185	215	218
扶助費	1,297	1,290	1,317	1,350	1,449	1,933	2,018	2,022	2,057	2,171	2,181	2,505	2,433	2,303	2,460
補助費等	2,121	1,956	1,769	1,886	2,618	1,791	1,895	1,834	1,873	3,152	3,377	3,034	3,571	3,239	3,553
公債費	2,155	2,183	2,276	2,322	2,192	2,101	2,148	1,992	1,949	1,777	2,000	1,724	1,818	1,863	3,192
積立金	368	401	431	813	227	925	421	778	624	219	1,640	1,607	1,428	961	528
投資・出資金・貸付金	315	294	280	71	60	80	77	62	83	897	994	1,046	592	596	373
繰出金	3,139	2,807	2,970	2,946	3,124	3,217	3,387	3,375	3,470	1,754	1,800	1,831	1,802	1,731	2,150
普通建設事業費	2,151	1,857	1,553	1,095	1,969	3,096	2,989	3,091	2,784	4,281	2,881	3,050	2,178	3,766	6,059
歳出合計	17,608	16,699	16,173	15,827	17,123	18,554	18,314	18,371	18,172	19,750	21,782	21,901	20,498	19,976	24,360

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	3,852	3,846	3,931	3,912	3,864
物件費	2,068	2,119	2,088	2,164	2,130
維持補修費	204	196	175	175	175
扶助費	2,532	2,587	2,641	2,698	2,750
補助費等	3,433	3,418	3,407	3,397	3,382
公債費	1,765	1,937	2,051	2,134	2,179
積立金	130	189	178	164	169
投資・出資金・貸付金	351	313	238	113	56
繰出金	2,118	2,036	1,904	1,850	1,939
普通建設事業費	2,835	2,937	2,482	1,583	1,566
歳出合計	19,288	19,578	19,095	18,190	18,210